

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○高知県収入証紙売りさばき所の設置の承認	(会計管理課)	1
○高知県収入証紙売りさばき人の名称の変更の届出(2件)	(")	1
公 告		
○土地改良区の定款変更の認可	(農業基盤課)	1
○換地処分の届出(津野町)	(")	1

告 示

高知県告示第379号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第5項の規定により新たに売りさばき所の設置について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
長岡郡大豊町高須231
大豊町
- 2 新たに設置される売りさばき所の所在地及び名称
長岡郡大豊町黒石345番7
大豊町窓口センター
- 3 承認年月日
平成24年6月5日

高知県告示第380号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の名称の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 吾川郡いの町枝川200
社団法人高知県指定自動車学校協会

(変更後) 会長 山口 隆朗
吾川郡いの町枝川200
一般社団法人高知県指定自動車学校協会
会長 山口 隆朗

- 2 変更年月日
平成24年4月1日

高知県告示第381号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の名称の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 吾川郡いの町波川287-4
社団法人高知県製紙工業会
会長 正木 一路
(変更後) 吾川郡いの町波川287-4
一般社団法人高知県製紙工業会
会長 正木 一路

- 2 変更年月日
平成24年5月16日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、久礼田土地改良区の定款の変更を平成24年5月23日に認可した。

平成24年6月5日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、津野町から津野地区(重谷換地区)の換地処分を平成24年5月18日に行った旨の届出があった。

平成24年6月5日

高知県知事 尾崎 正直